

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

謹賀新年

本年もどうぞ
よろしくお願ひ
申し上げます



◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1 / 9(月) 大安	成人の日、岸田首相米英など訪問へ
10(火) 赤口	源泉所得税(納期の特例の特例は20日)の納付期限
11(水) 先勝	鏡開き
12(木) 友引	
13(金) 先負	日米首脳会談(ワシントン)
14(土) 仏滅	大学入学共通テスト(～15日)
15(日) 大安	

年末年始の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/26(月)	26,406 △171	132.65 ▼0.13
27(火)	26,448 △42	132.87 ▼0.22
28(水)	26,341 ▼107	133.91 ▼1.04
29(木)	26,094 ▼247	133.78 △0.13
30(金)	26,095 △1	132.13 △1.65
1/4(水)	25,717 ▼378	130.24 △1.89
5(木)	25,821 △104	132.48 ▼2.24
6(金)	25,974 △153	134.24 ▼1.76

1月から開始となる主な制度等は

◎コロナ借換保証の開始……民間ゼロゼロ融資などの借り換えに加え、事業再構築などの資金需要にも対応する新たな信用保証制度「コロナ借換保証」が開始となります。売上等の減少要件を満たす中小企業が経営行動計画書の作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受ける場合、保証料を大幅に引下げます(100%保証の融資は100%保証で借換可能)。

◎電気・都市ガス料金の負担緩和策……家庭や企業などの電気・都市ガス料金について、使用量に応じた値引きを各小売事業者を通じて実施します。1月使用分(2月請求分)以降が対象です。

◎全国旅行支援の再開……1月10日から、旅行代金の20%割引(1人1泊あたり交通付5千円、その他3千円が上限)、クーポン券は2千円分(休日の場合は1千円分)に引下げて再開します。

◎納税地の異動又は変更がある場合の手続……個人事業者が所得税・消費税の納税地を異動又は変更する場合の手続について、異動等に関する届出書の提出が不要となります(申告書に納税地を記載)。

◎国外居住親族に係る扶養控除の見直し……国外居住親族に係る扶養控除について、30歳以上70歳未満の親族は、①留学生、②障害者、③仕送りを年38万円以上受けている、のいずれかに該当する場合に限り適用対象となります(確認書類の提出が必要)。

◎証拠書類のない簿外経費の不算入措置……税務調査で無申告又は仮装・隠蔽を指摘された年分において、帳簿保存等のない簿外経費の損金(必要経費)不算入措置が講じられます。

◎その他……*財産債務調書の提出義務者拡大、*車検証の電子化、*出産・子育て応援金の支給、等。

■この記事の詳細は、情報BOX201501

税務事務が集中します・早めのご準備を!

新年早々ですが、1月は税務事務が集中します。月末に慌てないよう早めに準備をしましょう。

★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。

★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人(昨年途中で退職した人も)の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。

★償却資産申告書……本年1月1日現在所有している機械・備品などの償却資産については所有者からの償却資産申告書に基づいて課税される地方税で、市町村等の固定資産税課に提出。

※以上の提出期限は全て1月31日(火)です。

運転免許証を超えたマイナンバーカード申請

総務省によると、マイナンバーカードの申請件数は、今月4日時点で8299万6197件(申請率65.9%)となり、写真付き本人確認書類として保有者数が最も多かった運転免許証を超えました。

なお、マイナポイント第2弾(キャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを最大2万円分付与)については、対象となるカードの申請期限を本年2月末まで再延長しています。これに伴い、ポイントの申込期限(本年2月末)についても延長される予定です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和5年1月から開始される主な制度等は

◆「コロナ借換保証」の創設

- ・民間ゼロゼロ融資（実質無利子・無担保）等からの借り換えに加え、事業再構築等の前向きな資金需要にも対応する信用保証制度「コロナ借換保証」を令和5年1月10日から開始します。
- ・一定要件（売上高又は利益率が5%以上減少、もしくはセーフティネット4号又は5号の認定取得）を満たす中小企業者が、「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に下げます。
- ・保証限度額は1億円（100%保証の融資は100%保証で借換可能）、保証期間等は10年以内（据置期間5年以内）、保証料率は0.2%等（補助前は0.85%等）。

◆電気・都市ガス料金の負担緩和策の実施

- ・電気・都市ガスの小売事業者を通じて、家庭や企業などに請求する月々の料金から使用量に応じた値引きを行います。令和5年1月以降の使用分（2月以降の請求分）が対象です。
- ・電気料金の値引き額は、低圧契約が7円/kWh、高圧契約が3.5円/kWhとなり、都市ガスは30円/m³（年間契約量が1000万m³以上の企業等は対象外）です。

◆「全国旅行支援」の再開

- ・全国旅行支援について、次の割引内容に変更した上で、令和5年1月10日から再開します。
- ・旅行割引は旅行代金から20%割引（1人1泊あたりの上限：交通付5,000円、その他3,000円）、地域クーポンは平日2,000円分、休日1,000円分を配布。

◆納税地の異動又は変更がある場合の手続の見直し

- ・納税義務者が所得税・消費税の納税地を異動又は変更した場合、異動後及び変更後の納税地は提出された確定申告書等に記載された内容等から把握できることから、令和5年1月1日以後は、納税地の異動又は変更に関する届出書の提出が不要とされました。
- ・これに伴い、異動又は変更がある場合は、異動後又は変更後の納税地を申告書に記載します。

◆国外居住親族に係る扶養控除の見直し

- ・非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除の適用について、令和5年1月から扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、30歳以上70歳未満の者であって、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、②障害者、③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者、のいずれかに該当しない場合は除外されます。
- ・また、扶養控除の適用を受ける居住者は、給与等の支払者に一定の確認書類（親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類）の提出又は提示をする必要があります。

◆証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入・損金不算入措置

- ・所得税及び法人税の税務調査で、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、事実の仮装・隠蔽又は無申告の年分において、確定申告で所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費※の額は、次の①、②の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しないこととなります（所得税は令和5年分以降、法人税は令和5年1月以後開始事業年度の所得に適用）。
 - ①間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害等により保存することができなかったことを納税者が証明した場合を含む）。
 - ②帳簿書類等により取引の相手先が明らかである・取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合。
- ※間接経費とは、原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く）、費用及び損失の額。

◆財産債務調書等の見直し

- ・一定の財産を有する方が提出する財産債務調書について、令和5年分から現行の提出義務者に加えて、「その年の12月末時点で10億円以上の財産を有する方（所得基準なし）」が加わります。
- ・また、令和5年分から提出期限が「その年の翌年6月30日」となるほか、調書の記載を簡略化できる範囲が拡大します（国外財産調書も同様）。

◆自動車検査証の電子化

- ・車検等の際に交付される車検証がA6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付した電子車検証となり、券面には基礎的情報のみを記載し、その他の車検証情報はICタグに格納されます。

◆出産・子育て応援給付金の実施

- ・妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）を通じて計10万円相当のクーポンや現金を支給する経済的支援を実施します（令和4年4月以降に妊娠届出や出産した方が支給対象）。